

東町と善光寺道

どこへ通じていくかで道の名がつくということが多くあります。糸魚川街道や野麦街道がそうです。長野へ向かう道は善光寺道で各地にありました。松本の場合は、洗馬から松本城下を通り筑北から稲荷山へと通じていく道が善光寺道と呼ばれていました。その道はまた北国脇往還とか、明治になって北国西街道とも呼ばれました。この道が東町を通ります。

1 善光寺道

塩尻市の洗馬宿で中山道から分かれた道は、村井宿・出川と来て松本城下に入ります。その後岡田宿から山越えにかかり刈谷原峠を越えて会田宿に至り、さらに立峠を越えて嶺間の青柳宿・麻績宿を過ぎ、猿ヶ番場峠を越えると善光寺平に入ります。その後、稲荷山宿を経由し篠ノ井で北国街道と合流します。さらに北上して丹波島宿を経て善光寺にいたるのが善光寺道の道筋です。

松本城下の経路は、博労町・本町と北上して大手橋の手前で東におれ、中町を東に進み、北へ向きをかえて女鳥羽川にかかる大橋を渡って東町に入ります。しばらく東町を北上して和泉町から安原横丁・縦丁を通り萩町で城下をぬけました。三の丸を迂回して町人町を通行しています。

2 東町

城下の東にあるところからついた町名です。本町・中町とともに親町三町のひとつでした。

(1) 規模

『信府統記』には、南北長さ6町32間半あるいは6町24間で、道幅は3間半、家数は165軒であった、女鳥羽川に大橋がかかり、その北側には同心番所が置かれ木戸もあった、東町からは東へ山家小路、正行寺小路（町番所）、塩屋小路（町番所）、作左衛門小路（町番所）が通じ、西からは馬出し小路、二ツ井戸小路（木戸）、小路（木戸 上馬出しカ）が通じていた、と書かれています。

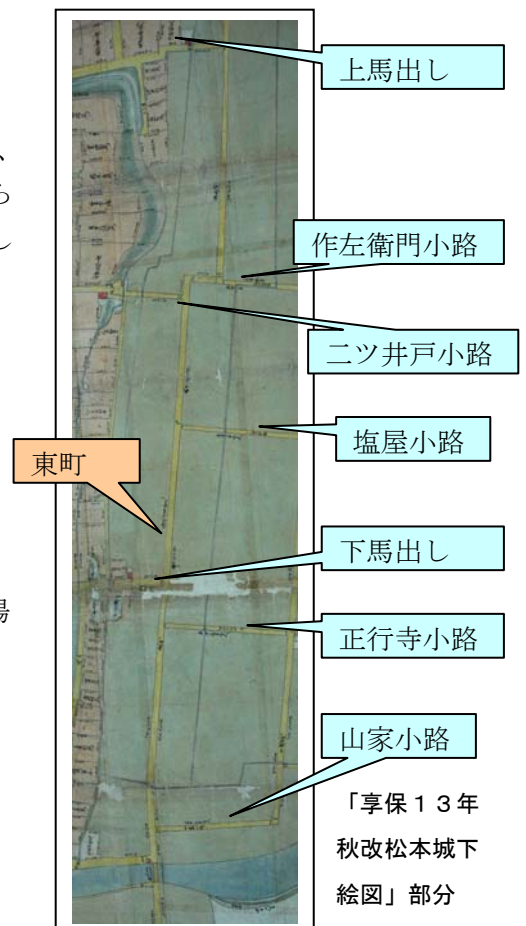
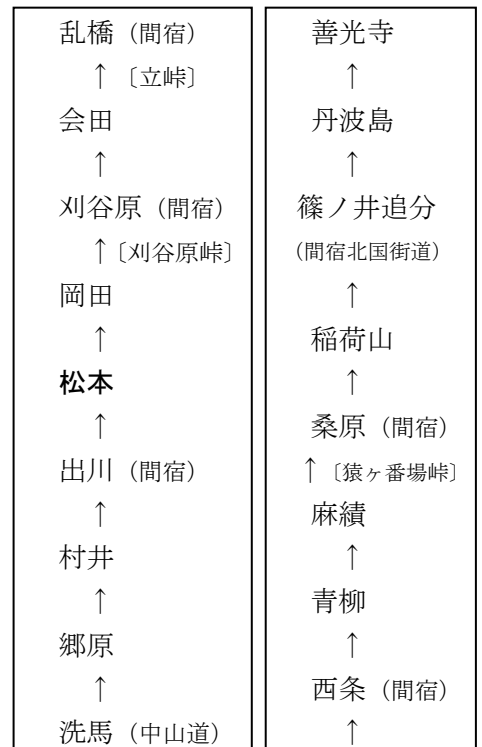
また、年次不詳ですが水野時代の様子を記した「松本市中記」には、長さ10丁59間、幅3間7尺、家数163軒、番人2人の町番所が5ヶ所、同心番所1ヶ所、自身番3ヶ所があると記されていて、番所の数は他町と比べて一番多い数になっています。

(2) 元禄10年の様子

元禄10年の「東町家並絵図」（『松本市史』第4巻旧市町村編I）から、水野氏時代の様子をみましょう。

道の形ですが、現在の東町は、城東2丁目の信号がある場所は道が南北に直線になっています。ところが江戸時代には食い違いになっていて南北がまっすぐになってはいませんでした。そこに間口15間の庄屋の家があり、南からそこまでの家が本役を負担し、それから北の家々は半役の負担だったと記されています。

松本町の町人たちは地子が免除されて年貢はありませんでしたが、伝馬役と人足役の負担が義務付けられていました。



その負担割合（本役）は、間口6間にたいして1軒分が割り当てられました。寛文13（1673）年には、月の上旬は本町、中旬は中町、下旬は東町で勤めることを取り決めています。

さらに、東西ともに岡宮^{おかのみや}方面から流れてくる水路が家の裏を流れていました。そこには石橋や板橋がかかっていました。東町の橋の数は、他の町にくらべて一番に多くあります。町の東側には畑があり、その畑は年貢地でしたので、年貢高も書かれています。中町にはなかったことです。

先に東町にかかわる小路を紹介します。塩屋小路の名の由来となったのは塩屋があったから、また作左衛門小路は作左衛門の家があったからといわれますが、事実絵図には、塩屋小路の北に塩屋があり、作左衛門小路の南は庄屋の萩原作左衛門の家があつて、小路の名の由来と一致します。

町には、庄屋が2人居り、問屋がおかれ、また庄内組^{じしやうや}の地庄屋の家もあります。地庄屋というのは、町人が所有する田畑からの年貢を収納や土地に関する事務を行うために、寛永18年の堀田氏の代から置かれた役です。先に畑地の年貢高が書かれていることを紹介しました。それらは「松本分」「桐原分^{きりはらぶん}」と呼ばれた土地でしたが、それに関する事務をあつかった役です。



ニツ井戸小路



作左衛門小路



塩屋小路（奥が東町の通り）



正行寺小路



山家小路

つづいて、家々の大きさをみましょう。

表1 間口の大きさ（記載がある分を集計）

間口（間）	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6	6.5
戸数（軒）	31	2	54	1	21	2	6	1	20	2
間口	7	8	9	10	11	12	15			
戸数	3	0	2	1	2	1	2			

これをみると3間間口が一番多く、続いて2間、4間、6間の順になります。3間以下の間口の家は87軒で、全体の6割弱を占めています。この傾向は中町とほぼ同じです。

つぎに業種についてみましょう。業種が推定できそうなものをあげてみると、表2・3のようになります。

表2 商人とみられる屋号の軒数

業種	旅籠屋	酒屋	油屋	糰屋	たばこ屋	あめ屋	塩屋	薪屋	絹屋	小間物屋
戸数（軒）	14	5	5	3	3	3	2	2	2	2

業種	筆屋	檜物屋	茶屋	綿屋	かすり屋	炭屋		不明		
戸数	1	1	1	1	1	1		13		

表3 職人とみられる屋号の軒数

業種	桶屋	大工	塗師	鍛冶屋	豆腐屋	綿打屋	酒頭屋	紺屋	香具屋	
戸数(軒)	8	7	4	3	3	3	3	3	1	
業種	仕立屋	釘屋	白銀屋	鞍打屋	鉄砲台屋	やかん屋	指物屋	傘屋	杣人	木挽
戸数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

ここで目につくのは、旅籠屋が14軒あることです。東町が松本のなかで宿の中心的な役割をしていたことを示しています。それにとまなうものか酒屋も数が多いです。麴屋については、本シリーズの28回で麴籠が発掘されていることを紹介しました。

また、発掘した地点では、16世紀末から17世紀前半には南北に区割りされていたことを示す遺構があり、17世紀中ごろ以降現在の形と同じ東西の区分けに変わってきているとのことも紹介しました。以前にあった町並みが城下町としての東町になっていく過程をみる上で、今後行われるであろう東町各所の発掘調査の結果は楽しみです。

(3) 火災と水害

○火災

東町が被害にあった火災の状況をみます。

和暦	西暦	火災の状況
延宝5年12月	1677	正行寺小路から南半丁あまり両側焼失
貞享4年1月	1687	東町筋違い北から南まで西側焼失
享保6年12月	1721	東町鍵の手両側8軒焼失
寛保1年11月	1741	山辺小路で出火。
寛延3年5月	1750	東町中丁から出火、塩屋小路まで両側23軒焼失。翌日も下馬出しから出火
安永4年2月	1775	東町上丁より出火、12軒焼失
安永5年12月	1776	大火、通称綿屋火事
享和3年1月	1803	大火、通称飴屋火事。餌差町から出火
文化1年8月	1804	東町中丁から出火、46軒焼失
明治7年4月	1874	上土より出火、東町下丁、山家小路、餌差町等焼く
明治19年2月	1886	山家小路より出火、東町をはじめ川北(北深志)の東半分を焼く、999戸焼失
明治45年4月	1912	正行寺門前より出火、東町をはじめ川北(北深志)の多くを焼く

(田中薫「松本町の火災と松本藩の消防体制」『松本市史研究』第19号
明治の分は旧版『松本市史』により追加した)

東町は、安永5年と享和3年の大火で大きな被害にあい、明治になって19年と45年の大火でも街を焼いています。

○水害

水害の様子は本シリーズ37回で紹介したとおりです。女鳥羽川が水汲や安楽寺裏で切れた場合、東町にも被害が及びました。

(4) 旅籠屋

①郷宿

松本の城下には、郡所・町所・預所など行政上の役所があり、支配地の村々から請願や訴訟に村役人がやってきました。それらの人々の手続きについての相談や滞在する場合の宿泊のために「郷宿」が設けられていました。この郷宿が多かったのが東町でした。元禄9年の記録では、本

町では4人、東町では23人の名が上がっています（『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌』第2巻歴史下）。

これら東町の名前を前述の元禄10年の絵図と対比してみると完全に一致はしませんが、絵図に旅籠屋とある家の当主や職業記載がない家の家主の名に同名人を見出します。したがって、東町の旅籠屋はもちろん、旅籠をしていない者のなかにも村々から出てきた村役人の相談にのっていた人々がいたようです。

郷宿の人々は関係役所の役人とも連絡がとれ、訴訟などの手続きにも通じていたため、村方役人にとっても都合のよい存在でした。

②旅籠の主人の苦労

戸田氏時代の話です。1797（寛政9）年5月、松本藩領でない某村で、若い娘と壮年の男を河原で殺害したと娘の父親が申し出てきました。

その父親には奉公に出していた娘がいましたが、奉公先からいなくなくなり行方知れずになっていました。たまたま娘は東町の宿屋に駆け込んだので主人が留め置いたところ、そこに長逗留^{ながとまりゅう}していた上州出身の壮年の男と懇^{ねんご}ろになってしまいました。そこで宿屋の主人は家へ戻そうと、娘を同道し父親の元へ連れて行きました。ところが娘は再び家を飛び出してしまいました。

父親は娘が女衞^{せげん}（女性をかどわかして遊女に売ることを仕事にしている者）にかどわかされたと思い、男を捕まえるように依頼しました。調べてみると男は職人で女衞ではありませんでしたが、父親はおさまりません。娘と男を家へつれてきて説得をこころみましたが、ところがなかなか言うことを聞きません。そうこうしているうちに父親はうとうと寝込んでしまい、そこをみはからった娘と男は家から逃げだしました。

気づいた父親は血相をかえて追いかけてきました。追いついた父親と男はもみあいになり、とうとう父親が男を殺害してしまいました。娘も男をかばおうと取り付いてきたためこれも殺害してしまったというのが、事件のあらましです。

早速調べが始まりました。家族はもちろん事情をきかれましたし、男が宿泊していた宿の主人も町所に呼び出されて、その男の氏名職業出身地や滞在期間などを問われました。そして、宿の主人はこの件についての詮議が続くだろうから遠方へ出たり他所で宿泊をしたりしてはいけないと申し渡されました。ところが、まもなくしてこの宿の主人は病死してしまいます。

父親は江戸へ連れて行かれ寺社奉行の担当で詮議がされます。およそ3ヶ月後に判決がだされましたが、それは、父親はお構いなし（無罪）というものでした。

事件の経過や判決はさておき、旅籠の主人に注目してみましよう。自分の宿に飛び込んできた娘と宿泊人が懇ろになってしまうという事態がおき、なんとか娘を実家に戻そうとつれていきます。このままおさまれば万事オーケーだったのですが、事は殺人事件に発展してしまいます。そして、娘のことや宿泊人の男のことについて調べられる立場になってしまいました。

娘の身元ははっきりしていましたが、男は出身地での保証人がなく無宿人^{むしゆくにん}だったようですし（出身地のほうで関わりをさけて無宿人にしてしまったことも考えられます）、その者を宿に約半年という長期の間滞在させていたこともあって、詮議は厳しかったのではないのでしょうか。

主人は詮議が始まってすぐに病を重くし亡くなってしまいます。この宿主の年齢や病歴が分かりませんので想像になりますが、この件を苦に病んで病を重くしてしまったのかもしれない。今ふうにいえばストレスが非常に大きかったということでしょうか。旅籠屋の主人の苦労^{しの}が偲ばれる一例だと思います（近藤家文書）。